

一般社団法人地域創生応援団 定款

令和3年1月25日 作成

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人地域創生応援団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域における指導者の輩出・育成及び指導者が生まれる環境創り等、地域を通じて、地域社会の発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を営む。

- (1) 社会教育事業等への支援事業
- (2) 地域活性化のための企画、コンサルティング並びにコーディネート事業
- (3) 全国公立小中学校PTAの活動支援事業
- (4) 各種イベントの企画、制作並びにその請負又は委託とその興業
- (5) 広告代理業及び各種の宣伝に関する業務
- (6) 経営コンサルティング事業
- (7) 電力の代理店販売業
- (8) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理店業務
- (9) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員となろうとする者は、理事会の別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基金の返還
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに、社員に発する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上6名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第32条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第33条 基金の募集及び割当て、払込み等の手続に関しては、理事会の承認を要するものとし、別途「基金取扱規程」を定め、これによるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第34条 基金は、前条の「基金取扱規程」の定める日まで返還しないものとする。

(基金の返還)

第35条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第36条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て定時社員総会に提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

（公告方法）

第42条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第10章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第43条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

兵庫県姫路市白浜町丙453番地7

尾 上 浩 一

大分県大分市高崎一丁目15番5号

藤 田 千克由

大分県佐伯市大字長谷10326番地234

疋 田 啓 二

（設立時の役員）

第44条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 尾 上 浩 一

設立時理事 渡 部 徳 章

設立時理事 藤 田 千克由
設立時理事 疋 田 啓 二
設立時理事 寺 本 充
設立時監事 松 田 健太郎

(設立時の代表理事及び業務執行理事)

第45条 当法人の設立時代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 尾 上 浩 一
設立時業務執行理事 渡 部 徳 章

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第47条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人地域創生応援団を設立のため、設立時社員尾上浩一外2名の定款作成代理人である司法書士三澤鉄三は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年1月25日

設立時社員 兵庫県姫路市白浜町丙453番地7

尾 上 浩 一

設立時社員 大分県大分市高崎一丁目15番5号

藤 田 千克由

設立時社員 大分県佐伯市大字長谷10326番地234

疋 田 啓 二

上記設立時社員3名の定款作成代理人

司法書士 三 澤 鉄 三